

広島県告示第七百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年七月十七日までの間、縦覧に供する。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

羽出庭三良坂線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市三和町有原字西山三四三番一〇地先から 三次市有原町字西山二八一番二地先まで	一・三〇〇 三・八〇〇 四・一〇〇	三・八〇〇 二	五二五・〇〇	五四・〇〇	拡張
三次市有原町字西山二八一番二地先から 三次市有原町字操美四六一番二地先まで	二・七〇〇 〇・六〇〇	二・七〇〇 〇・六〇〇	二二〇二・〇〇	二二〇二・〇〇	ダブルウェイ 一般国道三七 五号と一部重 複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区		間		
三 次 市 有 原 町 四 七 九 番 地 先 か ら 三 次 市 有 原 町 四 七 八 番 一 地 先 ま で				
新	旧	の 別	新 旧	
三 〇 ・ 八 〇	二 三 ・ 〇 〇	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)		
三 〇 ・ 〇	三 〇 ・ 〇	延 長 (メ ー ト ル)		
拡 幅		備 考		